

薩摩川内市サーキュラー都市ブランディング
プロジェクト支援業務委託

仕様書

令和7年6月

薩摩川内市

第1章 総則

(適用)

第1条 この仕様書は、薩摩川内市（以下「本市」という。）が発注する薩摩川内市サーキュラー都市ブランディングプロジェクト支援業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本市は、令和3年6月「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を行った。SDGsの達成とカーボンニュートラルの達成のため、産業分野、市民生活など、あらゆる分野において技術革新や変革を起こし、「サーキュラー都市・薩摩川内市」を実現することを目指し、市民・事業者、地域、学校など、あらゆる関係者と連携しながら「SDGsチャレンジ」を合言葉に、社会、環境、経済の三側面の統合的な取組を展開しているところである。

「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現に向けて、サーキュラーパーク九州構想の独自性や希少性に加え、本市の強みや特徴である地域連携の体制・仕組みを活かした市民参画の取組、東アジア諸国に近接し国際物流拠点としてのポテンシャルも高く高規格道路である南九州西回り自動車道によりアクセスが良好である川内港臨海ゾーンの地理的優位性等の「ブランド価値」について、ブラッシュアップを図りながら、市民理解の獲得や市内の機運醸成、そして、中期的スパンでのシビックプライドの醸成に繋げる。

併せて、その「ブランド価値」を国内外の企業や大学、研究機関等に戦略的・効果的に発信するためのコンテンツ（主体・ツール・コンテンツ）の「発掘」（共創の輪づくり）を目的とする。

【参考：本業務等により達成を目指しているKPI（評価指標）の項目】

- (1) 住民基本台帳人口における社会増減数
- (2) 市内学校新卒者の市内企業就職率
- (3) 市内の立地企業における新規雇用者数
- (4) サーキュラーエコノミー関連分野の実証事業の実施件数
- (5) サーキュラーエコノミー関連事業の操業件数

(対象範囲)

第3条 本業務の対象範囲は、薩摩川内市全域とする。

(履行期間)

第4条 契約締結日から令和8年3月18日（水）までとする。

(受注者の義務)

第5条 受注者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、

本仕様書及び関係法令、基準、規定等を厳守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

- 2 本仕様書及び添付図書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任を持って充足しなければならない。
- 3 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者と詳細な協議を行い、発注者の承認を受けた後、作業を進めるものとし、発注者と密接な連絡を取り業務を遂行しなければならない。

(関係法規等)

第6条 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、国・県・市等の上位計画、指導・通達との整合を図るものとする。

(秘密の厳守)

第7条 受注者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、発注者の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

- 2 受注者は、成果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(疑義)

第8条 受注者は、本業務について不明な点又は疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けることとし、その時期を逸して、業務遂行に当たり手戻りが生じないようにしなければならない。

(業務計画書)

第9条 受注者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、次の各号に掲げる関係書類を遅延なく監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。また、業務の区切りにおいて、調査の進捗を逐次報告するものとする。

- (1) 業務内容等
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 連絡体制
- (7) 成果品
- (8) その他

(協 議)

第10条 業務着手時及び実施中における協議及び打合せは、綿密に行うものとし、業務実施中における協議は、発注者の指示又は受注者からの申入れにより、随時実施するものとする。

- 2 受注者は、その協議事項について記録し、次回の打合せの際、相互に確認するものとする。
- 3 業務着手時及び成果品の納品時には、本業務の責任者が立ち会うものとする。

(市の各種事業との連携及び再委託)

第11条 受注者は、本業務の実施に際し、市が実施する各種事業との連携を図るものとする。また、再委託を行う場合は、主たる業務を除くものとし、発注者の承諾を得ることとする。

(図書の貸与)

第12条 受注者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を所定の手続きによって借り受けるものとする。

- 2 受注者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記することとする。

(不測の事態の発生)

第13条 本業務の遂行中、不測の事態（事故、地域住民とのトラブル等）が発生した場合は、速やかに発注者に連絡を取り、指示を仰ぐものとする。

(安全管理)

第14条 本業務を遂行するに当たり、関係法規・法令等を遵守し、安全管理については十分に注意するものとする。

(契約変更)

第15条 本業務は、本業務内で想定するリスク（工期内における業務費（設計費を含む。）の増加又は工期延長を招く不確定要因）を洗い出し、業務計画において、その性質を把握することとする。

- 2 計画していた業務を実施できない場合や実施回数の変更、実施方法の変更などが生じた場合には、双方協議を行い、契約内容や契約金額の変更を行う可能性がある。
- 3 なお、発注者から変更指示した場合、発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合等（天候不良、自然災害等）を除き、原則、契約金額の変更は行わない。

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
		市	受注者	
業務の遅延	関係機関協議等に時間を要し、工程が遅延した場合	△	△	双方協議
	本業務の実施中に、市民トラブルが生じ、当該トラブルによる業務遅延等		○	
本事業の中止・延期	市の施策方針転換に伴う業務の変化等	○		政策変更等によるもの
追加業務等	本業務を実施中に、新たな業務等が追加になった場合	△	△	双方協議
	市民、地域団体などの意見等により、追加業務が必要となった場合	○		
データ提供	本業務の実施に当たり、必要な各種行政データの提供に遅れがあった場合	○		
不可抗力リスク	暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒乱・暴動その他の人為的な現象によるもの。ただし、自然災害に関しては、各種事業の計画段階で想定している範囲のものは除く。	○	△	

○：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい。

(発注者側の審査)

第16条 発注者は、本業務の実施に当たり、企画資料等の諸情報を活用しながら、質の高い業務遂行が行われるよう努めるとともに、成果品等の審査を実施しなければならない。

(検査)

第17条 受注者は、成果品の引渡しに当たっては期限を遵守し、かつ検査を受けなければならない。

2 受注者は、成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

3 受注者は、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において、所要の修正等を行わなければならない。

第2章 業務内容

(業務項目)

第18条 業務項目については、次のとおりとする。

(1) 発注者との打合せ及び共通事項

- ア 受注者は、業務の実施に際して、発注者と綿密に打合せを行うこと。
- イ 各業務で作成した資料、データの著作権は発注者に帰属し、最終的に成果品として、発注者に提出すること。なお、著作権を受注者と共有する場合は、別途協議を行う。
- ウ 各業務の企画と運営方法等は、双方協議の上、決定するものとする。
- エ 各業務の今年度の成果をアンケート調査や統計データで把握した上で、来年度以降の業務企画に反映するものとする。
- オ 各業務を進めるにあたり広報戦略を作成し、事業進捗や事業結果を市HPやSNS等に掲載できるよう、発注者への素材提供や掲載文作成支援を行うこと。
- カ 本業務で作成する成果物等には、「薩摩川内SDGsチャレンジ」ロゴマークを使用すること。

(2) 資源循環のためのネットワーク構築活動（国際フォーラムの開催を含む）

- ア 本市の効果的・戦略的なブランディング実施のための企画・全体デザイン等の提案及びコーディネート支援
 - ・ サーキュラー都市ブランディングに係る国際的なイベント（以下、「国際フォーラム」という。）を開催し、本市の「ブランド価値」の発信及び開催後の波及効果を含め、国内外の企業や大学、研究機関等に戦略的・効果的に発信するためのコンテンツ（主体・ツール・コンテンツ）の「発掘」（共創の輪づくり）を行う。
- イ 各イベント後のビジネス創出に向けたコーディネート、フォローアップ支援
 - ・ 国際フォーラム開催後に資源循環のためのネットワーク構築活動を翌年度以降本格化していくにあたり、事業創出に向けたプロモーションを見据えたコーディネート及び国際フォーラムの参加者に対する事後フォローアップを行う。
- ウ 本市が主催する国際フォーラムへの企画提案、コンテンツ制作・提供、当日の設営・運営支援
 - (ア) サーキュラー都市ブランディングに係る国際的なイベントとし、開催するにあたり、企画提案、開催支援等を行う。
 - 本市がサーキュラー都市を目指すにあたり、「ブランド価値（①サーキュラーパーク九州構想の独自性や希少性、②本市の強みや特徴である地域連携の体制・仕組みを活かした市民参画の取組、③川内港臨海ゾーンの地理的優位性等）」を国内外に広く発信し、ブランディングに繋げる。
 - 本市としては、ブランディングを通じ、本市を目指す将来像「①九州エリアの資源循環の拠点となるまち②ヒト・モノ・経済・情報等が循環するまち③市民が資源循環の取組を誇りに思えるまち」の実現を目指している。
 - 資源循環のためのネットワーク構築やビジネス創出を促進する。

➤2030年のSDGs達成、2050年のカーボンニュートラルの達成にあたり、2040年を目途とした本市が行う宣言を国内外へ発信する。

- (イ) “薩摩川内市にしかできない資源循環”を対市内・対市外に戦略的・効果的に強く発信し、ブランディングに繋げる契機とする。メインテーマは資源循環とし、その他に今後本市が強みとなりうる個別重点テーマを設ける。
- (ウ) 登壇者は、資源循環の先進国・地域であるオランダや台湾等に加え、資源循環の社会システム化に先進的に取り組んでいる地域など、国内外の登壇者を想定する。
- (エ) 会場設営、照明・音響等の当日のオペレーション、当日のオンラインLive配信、自動翻訳機等の必要機材の手配等を行う。当日の様子は後日視聴できるようアーカイブ配信を行う。
- (オ) 開催案内に係るチラシ及びポスター制作を行い、印刷及び配布を行う。(10,000部程度を想定) 配布先等の詳細については、発注者と協議により決定する。
- (カ) 国際フォーラムの企画と運営方法は、双方協議の上、決定する。なお、運営に要する費用は、受注者が負担するものとするが、このうち市有施設で実施する場合は、会場使用料は不要とする。(現在、開催場所は市有施設であるSSプラザせんだい多目的ホールを想定している。)
- (キ) 開催は1回とし、2月の平日のうち1～2日とする。
- (ク) 循環経済に係る市内ツアーを行うなど、体験を通し参加者の理解を深めることとする。
- (ケ) なお、国際フォーラムの開催に際しては、より多くの企業・市民が参加・聴講しやすいように工夫するものとする。

(3) 体験型・体感型の市民向けイベント

ア 本市の効果的・戦略的なブランディング実施のための企画・全体デザイン等の提案及びコーディネート支援

- (ア) 体験型・体感型の市民向けイベント開催により、本市の「ブランド価値」の発信及び開催後の波及効果を含め、国内外の企業や大学、研究機関等に戦略的・効果的に発信するためのコンテンツ(主体・ツール・コンテンツ)の「発掘」(共創の輪づくり)を行う。
- (イ) 体験型・体感型とは、廃棄予定の材料を活用したワークショップや最新映像技術等を用い、楽しく学べるコンテンツを用意し、資源循環の取り組みの必要性・楽しさを「体感」して学習することを狙う。
- (ウ) 体験型のイベントを通じたストーリー型の啓発を図り、サーキュラーエコノミーの理解増進・行動変容に繋げるものとする。
- (エ) 開催案内に係るチラシ制作を行い、必要数の印刷を行う。
- (オ) 本イベントの企画と運営方法は、双方協議の上、決定する。

イ 映像や最新の体験・体感技術を用いたコンテンツの制作・提供、必要機材等の手配

- ・ 体験型・体感型の市民向けイベントのための映像や最新技術を用いたコンテンツの制作・手配等を行う。

ウ 当日の設営・運営支援

(ア) イベントの対象者、場所、回数等は下記を想定する。

対象	場所	回数	参加者数想定
市民	市内複合施設等	1回以上	100名以上
	市内資源循環工場	2回以上	各回20~30名程度 ※事前募集

(イ) 事前募集に係る募集事務は受注者が行うものとする。

(ウ) 開催にあたっては、開催場所との調整は受注者が行うこととし、また、開催・運営に要する費用は、受注者が負担するものとする。(ただし、参加者の旅費は負担しない。)

(4) 廃棄物(循環素材)を活用した開発コンペ

ア 本市の効果的・戦略的なブランディング実施のための企画・全体デザイン等の提案及びコーディネート支援

(ア) 開発コンペの開催により、本市の「ブランド価値」の発信及び開催後の波及効果を含め、国内外の企業や大学、研究機関等に戦略的・効果的に発信するためのコンテンツ(主体・ツール・コンテンツ)の「発掘」(共創の輪づくり)を行う。

(イ) サーキュラーエコノミーに係る事業コンテストを1回以上開催する。

(ウ) 事前に、サーキュラーエコノミーの事例を例示し、学生や一般の方が取り組みやすいテーマ・課題を設定し募集を募る。

(エ) 審査基準を定めるとともに、適切な審査員を設置し、公平な審査の上、受賞者を決定する。

(オ) 1~3位及び特別賞を設定し、副賞を用意する。(総額8万円相当の副賞は本事業とは別に発注者が負担する。)ただし、本事業に賛同する協賛企業・団体を募り、企業・団体賞を設けることや、その他副賞を設けることも可能とする。

(カ) 本開発コンペの企画と運営方法は、双方協議の上、決定する。

イ 当日の設営・運営支援

- ・ 会場設営、必要機材の手配等を行う。

ウ 開発コンペのプロセスや結果、開発者の意図やエピソード等を交えたプロモーション支援

- ・ 開発コンペのプロセス、結果の継続的なプロモーションを実施する。

【実施スケジュール想定】

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国際 フォーラム	企画・ 全体デザイン検討		企画調整 講師依頼			募集	実施	フォロー	報告書
市民イベント	コンテンツ 制作		仮作成	修正	完成	報告書			
	企画検討 (市民)			募集	実施			報告書	
開発コンペ	企画検討		公募	実施	プロモーション		報告書		

※国際フォーラムについては、令和5年度に本市において開催した、九州・台湾クリエイティブウイーク in 薩摩川内を参考とすること。

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/seisaku_keikaku/10/12579.htm
1

※ブランディングについては、「サーキュラー都市・薩摩川内市ブランディング市場性調査業務」を参考とすること。（本調査業務の報告書は、プロポーザル参加申請者のうち公募期間中に限り薩摩川内市企画政策課窓口において参考図書として閲覧できる。）

（成果品の提出）

第19条 本業務の全てが完了した後、受注者は、次の成果品を作成・準備の上、発注者に提出しなければならない。

- (1) 本業務内容に関するレポート資料一式（報告書） 本冊 2部 カラー
- (2) 本業務内容に関するレポート資料一式（報告書） 電子データ 一式（CD-R又はDVD-R）
- (3) 本業務において作成、使用等したデータ 一式
- (4) その他、発注者が指示したもの 一式

※ 成果品の作成に当たっては、本仕様書や監督職員の指示に従うこと。

2 受注者は、本業務に係る完成通知書とともに、前項各号に示した成果品を、発注者に提出するものとする。なお、提出場所については、薩摩川内市企画政策課とする。